

八王子市優良工事施工者顕彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市が発注する請負工事のうち、工事成績が優良な工事の施工者を顕彰し、施工者の施工意欲を高め、公共事業の円滑な推進に資することを目的とする。

（顕彰の対象）

第2条 優良な工事成績（工事成績評定の評価区分（以下「評価区分」という。）がBランク以上の工事をいう。以下「優良工事」という。）を恒常的に取得する施工者のうち、別に定める基準に該当する施工者を「優良施工者」として顕彰する。

2 優良工事のなかでも特に優秀と認められる、予定価格が1,000万円以上の工事で、評価区分がAランクの工事（以下「優秀工事」という。）のうち、第3条3項の規定により選考委員会が顕彰の決定をした工事を顕彰する。

（優良工事施工者顕彰選考委員会）

第3条 顕彰の適切な実施を図るため、八王子市優良工事施工者顕彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、第5条第1項の規定により該当する施工者がある場合には、その報告を受け承認する。

3 選考委員会は、第5条第2項の規定により推薦のあった優秀工事のうち、特に優れた工事を選考し、当該工事の顕彰の適否を決定する。

4 選考委員会は、総務部に関する事務を所管する副市長、総務管理担当部長、改革推進担当部長、法務DX担当部長、建築管理担当部長、環境部長、資源循環担当部長、まちなみ整備部長、建設部長、学校教育部長及び、委員長の指名する者をもって組織する。

5 委員長は副市長、副委員長は総務管理担当部長をもって充てる。

6 委員長は、会務を総理し選考委員会を代表する。

7 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（顕彰の方法等）

第4条 顕彰は市長が行い、顕彰状を授与し記念品を贈呈する。

2 前項の規定による顕彰を行ったときは、これを公表する。

3 顕彰は、10月に行う。

4 ただし、前項の規定によることができない特別の理由があるときは、この限りでない。

（顕彰の手続）

第5条 品質管理担当課長は、優良施工者顕彰に該当がある場合には、別に定める基準の審査会での適否の決定を行い、選考委員会へ報告し承認を受ける。

2 工事担当所管課長は優秀工事のうち、この要綱の規定により顕彰に値すると認められる工事がある場合は、選考委員会へ推薦する。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は総務部契約課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度に施行する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。